



宜野湾市告示第 3 | 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき下記の者を収納事務委託事業者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月 29 日

宜野湾市長 松川 正則



委託者の名称	所在地	納付させる 歳入	委託期間
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目8番27号 巴町アネックス2号館 5F	券売機に係る諸証明書	令和6年4月1日 ～令和10年11月
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町3-1B Mビル 4階	発行決済手数料	30日

1. 件 名 券売機電子決済サービス利用契約
2. 委託内容 諸証明書手数料券売機賃貸借に係る電子決済サービス利用
3. 手 数 料 券売機電子決済サービス利用契約書のとおり
4. 添付書類 券売機電子決済サービス利用契約書